

前回（5月8日）以降の原子力規制庁の動き

令和6年6月5日
柏崎刈羽原子力規制事務所

原子力規制委員会（凡例：議題番号→①、原子力施設等におけるトピックス→㊦）

- 5/15 第7回原子力規制委員会
- ④ 令和5年度第4四半期の原子力規制検査等の結果
 - ㊦ 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所4号機海水熱交換器建屋（非管理区域）における海水の漏えいについて（5月10日発表）
- 5/15 第8回原子力規制委員会 臨時会議
- ① 令和5年度第4四半期の原子力規制検査等の結果（核物質防護関係）
- 5/29 第11回原子力規制委員会
- ③ 令和5年度の検査結果及び総合的な評定並びに令和6年の検査計画
 - ㊦ 東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所7号機タービン建屋（管理区域）における油漏れについて（5月24日発表）
- 6/5 第13回原子力規制委員会
- ㊦ 東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所6号機廃棄物処理建屋（管理区域）における水たまりの発見について（5月30日発表）

審査実績

【7号機 特定重大事故等対処施設に関するもの】

審査会合：5/28

ヒアリング：5/16

資料提出：なし

【6号機 設計及び工事計画認可に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：5/8, 5/9, 5/13, 5/14, 5/15, 5/16

資料提出：5/8, 5/9, 5/10, 5/13, 5/14, 5/15, 5/20, 5/21, 5/22, 5/23

【その他】なし

規制法令及び通達に係る文書

- 5/10 令和5年度下期放射線管理等報告書を受領
- 5/10 2024年度発電用原子炉の運転計画の変更
- 5/14 令和5年度第4四半期原子力安全実績指標を受領
- 5/15 令和5年度（第4四半期）原子力規制検査報告書の公表
- 5/15 東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所第6号機の工事計画認可申請書の一部補正を受領
- 5/21 東京電力ホールディングス（株）に柏崎刈羽原子力発電所の原子炉施設保安規定の変更を認可
- 5/28 東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所第7号機の使用前確認変更申請書及び使用前検査変更申請書を受領

被規制者との面談

- 5/8 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の要素訓練計画の概要について
- 5/9 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子力事業者防災訓練に係る事前説明について
- 5/9 東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護に係る説明について
- 5/13 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護に係る説明について
- 5/15 東光高岳製大型変圧器類の不適切事象に関する面談

5/15 許認可案件の審査への対応状況に係る面談

5/17 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の IPPAS に関する説明について

5/28 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護に係る説明について

6/3 柏崎刈羽原子力発電所の状況について

その他

5/20 第2回原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム

放射線モニタリング情報

福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射性物質濃度測定結果、各都道府県のモニタリングポストの空間線量率等の放射線モニタリング情報を以下のポータルサイトで発表

<https://radioactivity.nra.go.jp/ja/updates>

以 上

原子力施設等におけるボックス

(令和6年5月6日～5月12日)

令和6年5月15日
原子力規制庁

○令和6年5月6日～5月12日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和6年5月6日～5月12日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限(LCO)から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

<参考> 海外の原子力施設におけるボックス

該当なし

<その他>

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 プルトニウム燃料第二開発室管理区域出口における汚染検出について(5月9日発表)
東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所 4号機 海水熱交換器建屋(非管理区域)における海水の漏えいについて(5月10日発表)

(別紙1)プルトニウム燃料第二開発室管理区域出口における汚染検出について(事業者公表資料及び事業者面談資料)

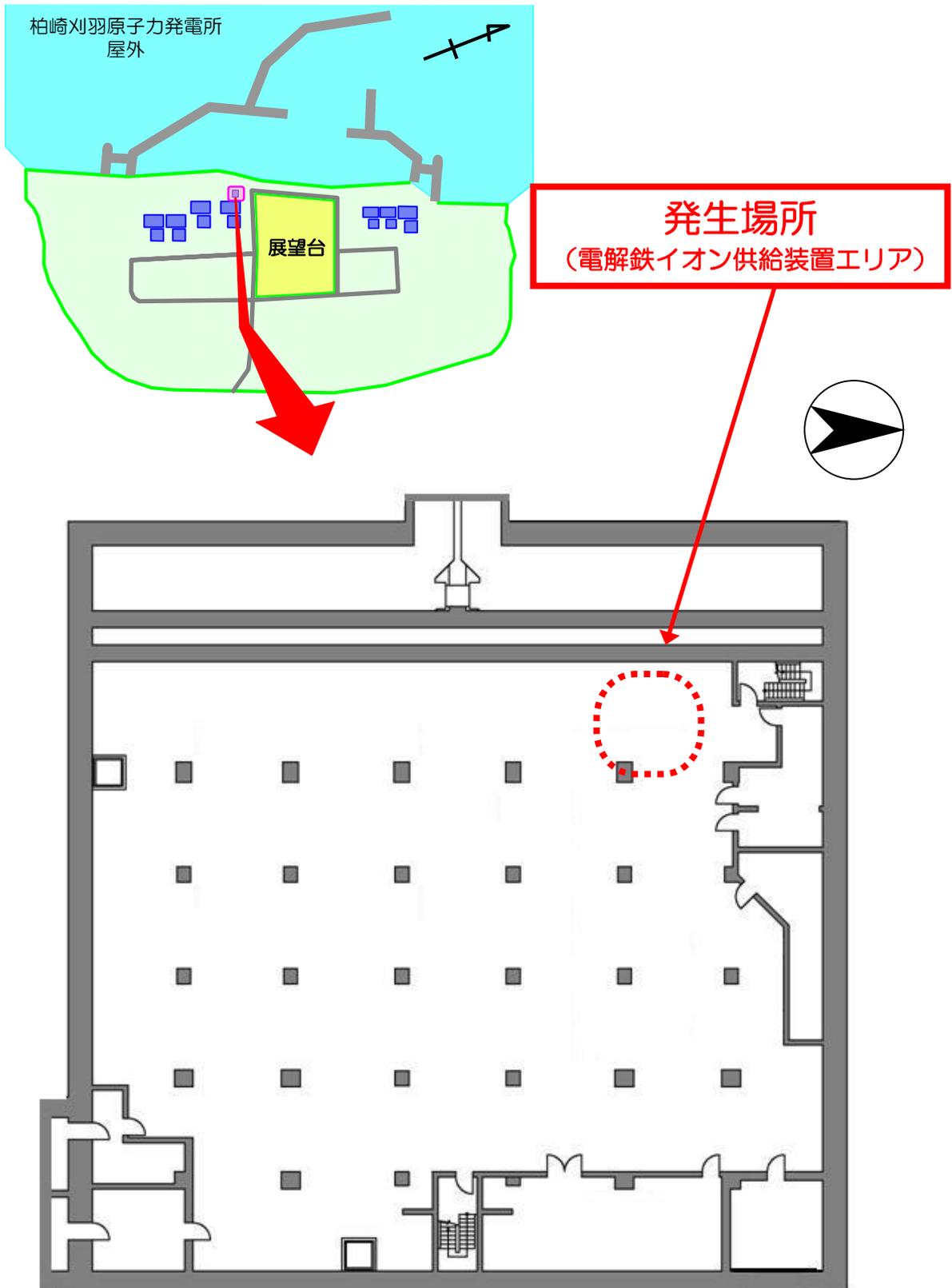
(別紙2)海水熱交換器建屋(非管理区域)における海水の漏えいについて(事業者公表資料)

2024年5月10日
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

区分：Ⅲ

号機	4号機	
件名	海水熱交換器建屋（非管理区域）における海水の漏えいについて	
不適合の概要	<p>2024年5月10日午前10時46分頃、4号機海水熱交換器建屋地下2階において、電解鉄イオン供給装置*の配管接続部からのにじみ補修作業の際に、約700Lの海水が漏えいしました。なお、外部への放射能の影響はありません。</p> <p>その後、同装置の運転を停止し、漏えい箇所を隔離したことにより午前11時00分に漏えいは停止しています。</p> <p>*電解鉄イオン供給装置 熱交換器伝熱管内部の腐食を防止するために、被膜を形成する装置</p>  <p style="text-align: center;">漏えい箇所</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / その他</p>	<p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>確認の結果、予定していた箇所とは異なる配管接続部を取り外したことにより、海水漏えいに至ったものです。今後詳細について確認してまいります。</p>	

発生場所概略図



東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所
1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、6号機、7号機
令和5年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和5年度に原子力規制委員会が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、6号機、7号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和5年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和5年度において事業者の安全活動に関して基本検査及び追加検査を実施した。原子力規制検査等の結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

【基本検査】

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項3件が確認された。

○柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）（緑、S L IV（通知なし））【第2四半期】

防護区域境界扉の監視用照明装置が一時稼働していなかったもの。

○柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案（立入承認）（緑、S L IV（通知なし））【第3四半期】

個人の信頼性確認のために行う随時の薬物検査結果の誤判定により、陽性反応者を防護区域内施設へ一時的に入域させたもの。

○柏崎刈羽原子力発電所7号機 工事を行う場合のアクセスルートに対する不十分な影響評価によるアクセスルートの確保失敗（緑、深刻度評価なし）【第4四半期】

令和5年12月27日、停止中の柏崎刈羽原子力発電所7号機において、重大事故等対処設備（以下「SA設備」という。）に係る保安規定の適用を開始する前までに行う重大事故等発生時に係る訓練のシナリオの確認のため、原子力検査官が可搬型SA設備の配置場所から接続場所に至るアクセスルートの現場ウォークダウンを実施したところ、アクセスルート上で工事が行われていることを確認した。事業者を確認した結果、当該工事がアクセスルートへ及ぼす影響評価を実施していなかった。その後、事業者が影響評価を実施したところ、工事に伴う仮設構造物の一つが、当該構造物周辺のアクセスルートに影響を及ぼす可能性が否定できず、アクセスルートの一部が確保できていないことを確認した。

【追加検査】

- 令和2年度に発覚した核物質防護に係る2事案（IDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案）で重要度が「赤」となり、各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると認められたことから、令和2年度に対応区分が第4区分となり、令和3年度以降、原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を継続して実施してきた。
- 「東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する今後の追加検査における確認方針」（令和4年9月14日原子力規制庁）に基づく確認の視点27項目のうち、23項目については是正が図られていることが確認されたが、残りの4項目については検査気付き事項が確認された。この残りの4項目について、引き続き追加検査で確認した。
- 追加検査の結果、原子力規制委員会による現地調査及び東京電力社長との意見交換の結果を受け、核物質防護の不備が改善され、東京電力の自律的な改善が見込める状態になったと認められたため、令和5年12月27日付けで対応区分を第4区分から第1区分に変更した。

（2）安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

（3）その他事項

なし

2. 総合的な評定

令和5年度においては、同発電所全体で検査指摘事項3件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は、同発電所において第4区分であったが、追加検査の結果を踏まえ、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和6年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。なお、核物質防護に係る基本検査では、荒天時の監視、PPCAP（Physical Protection Corrective Action Program）の状況及び核物質防護モニタリング室の活動を重点項目として検査を行っていくものとする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

原子力施設等におけるトビックス

(令和6年5月20日～5月26日)

令和6年5月29日
原子力規制庁

○令和6年5月20日～5月26日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事象は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
5月21日	海上保安庁	羽田航空基地	海上保安庁における放射性同位元素の所在不明について	

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和6年5月20日～5月26日の間に発生した以下に該当する事象は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限(LCO)から逸脱した事象
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事象で、事業者がプレス公表したもの

*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
5月22日	日本原子力研究開発機構	原子力科学研究所	タンデム加速器建家における焦げ跡の発見について	

<参考> 海外の原子力施設におけるトビックス
該当なし

<その他>

- ・日本原燃株式会社 再処理事業所 高レベル廃液ガラス固化建屋(管理区域内)における塔槽類廃ガス処理設備 排風機Aの故障について(5月24日発表)
- ・東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所7号機タービン建屋(管理区域)における油漏れについて(5月24日発表)

(別紙1)海上保安庁 羽田航空基地における放射性同位元素の所在不明について(当庁HP及び事業者提供資料)P. 2～6

(別紙2)日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 タンデム加速器建家における焦げ跡の発見について(事業者公表資料)P. 7～12

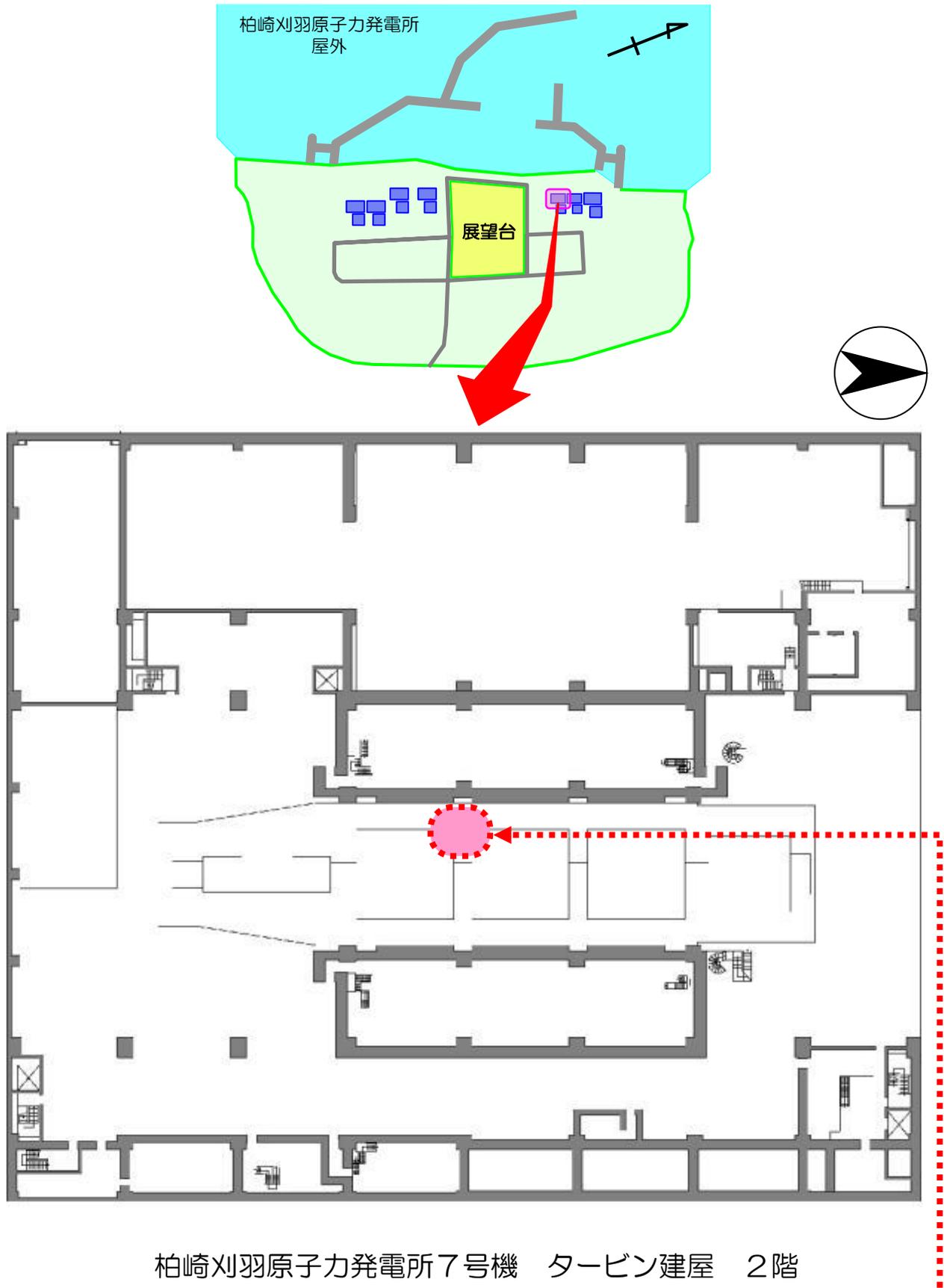
(別紙3)日本原燃株式会社 再処理事業所 高レベル廃液ガラス固化建屋(管理区域内)における塔槽類廃ガス処理設備 排風機Aの故障について(事業者公表資料及び事業者面談資料)P. 13～16

(別紙4) 柏崎刈羽原子力発電所7号機タービン建屋(管理区域)における油漏れについて(事業者公表資料)P. 17～18

区分：Ⅲ

号機	7号機	
件名	タービン建屋（管理区域）における油漏れについて	
不適合の概要	<p>2024年5月24日午前10時44分頃、7号機タービン建屋2階主タービンエリアにおいて、主タービンの軸受に潤滑油を供給するポンプの運転状態の確認作業中に、当社社員が当該設備の計器を収納する箱内とその下部に、潤滑油が漏れいしていることを確認しました。</p> <p>その後、午後0時00分に消防署へ連絡し、現場を確認していただいた結果、合計約30リットルの危険物の漏れいと判断されました。</p> <p>なお、現在潤滑油の漏れいは停止しており、漏れいしている潤滑油は拭き取りを実施しております。</p> <p>また、漏れた油に放射性物質は含まれておらず、外部への放射能の影響はありません。</p> <p><計器を収納する箱の内部></p>  <p><計器を収納する箱の下部></p>  <p>潤滑油漏れい箇所</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / その他</p>	<p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	今後、潤滑油が漏れいした原因調査を実施し、再発防止対策を講じてまいります。	

タービン建屋（管理区域）における油漏れについて



発生場所
(主タービンエリア)

原子力施設等におけるトピックス

(令和6年5月27日～6月2日)

令和6年6月5日
原子力規制庁

○令和6年5月27日～6月2日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事象は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和6年5月27日～6月2日の間に発生した以下に該当する事象は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限(LCO)から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に係る事象で、事業者がプレス公表したもの

*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
5月27日	九州電力株式会社	玄海原子力発電所	玄海原子力発電所4号機の第16回定期検査中における運転上の制限からの逸脱復帰について	LCO逸脱(27日11:50) LCO復帰(27日14:56)

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス
該当なし

<その他>

- ・東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所6号機 廃棄物処理建屋(管理区域)における水たまりの発見について(5月30日発表)
- ・北陸電力株式会社 令和6年能登半島地震以降の志賀原子力発電所の現況について(5月31日現在)(5月31日発表)

(別紙1)九州電力株式会社 玄海原子力発電所4号機 第16回定期検査中における運転上の制限からの逸脱復帰について(当庁HP及び事業者公表資料)
(別紙2)東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所6号機 廃棄物処理建屋(管理区域)における水たまりの発見について(事業者公表資料)

(別紙3)北陸電力株式会社 令和6年能登半島地震以降の志賀原子力発電所の現況について(5月31日現在)電気関係事故報告の概要(事業者公表資料)

区分：Ⅲ

号機	6号機										
件名	廃棄物処理建屋（管理区域）における水たまりの発見について（続報）										
不適合の概要	<p>2024年5月29日午後0時00分頃、協力企業社員が廃棄物処理建屋地下2階の建屋間連絡通路にて、水たまりがあることを発見しました。</p> <p>現場を調査した結果、水の量は約400リットル（通路幅2m×長さ20m×深さ1cm）であり、その水に放射性物質は含まれておりませんでした。</p> <p>当該水たまりはそのエリアにとどまっており、他のエリアへの拡がりはなく、設備への影響はありません。</p> <p>なお、本件は、2024年2月16日にお知らせした水たまりの発見と同一箇所での事案となります。</p> <p style="text-align: center;">水たまり箇所</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">7号機 タービン建屋</td> <td style="padding: 5px;">廃棄物 処理 建屋</td> <td style="padding: 5px;">6号機 タービン建屋</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">7号機 原子炉建屋</td> <td style="padding: 5px;">コントロール 建屋</td> <td style="padding: 5px;">6号機 原子炉建屋</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">サービス 建屋</td> <td></td> </tr> </table> <div style="text-align: right;"> <p><現場写真></p>  </div> </div>		7号機 タービン建屋	廃棄物 処理 建屋	6号機 タービン建屋	7号機 原子炉建屋	コントロール 建屋	6号機 原子炉建屋		サービス 建屋	
7号機 タービン建屋	廃棄物 処理 建屋	6号機 タービン建屋									
7号機 原子炉建屋	コントロール 建屋	6号機 原子炉建屋									
	サービス 建屋										
安全上の重要度／損傷の程度	<p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / その他</p>	<p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>									
対応状況	<p>2月の水たまりの原因については、結露水または雨水等による影響か判断材料に乏しく、まとまった雨が降った際の影響を適宜、調査してきました。</p> <p>今回の水たまりは、5月28日にまとまった降水があったことから、雨水浸入の可能性が高いと判断し、引き続き調査のうえ、原因の特定と再発防止策を検討してまいります。</p>										